

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、平成15年4月、同年7月、16年8月から同年10月までの期間、17年1月、同年4月から18年5月までの期間、同年7月、同年9月、同年11月、同年12月及び19年2月を15万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月、同年6月、同年8月から16年7月までの期間、同年11月、同年12月、17年2月、同年3月、18年6月、同年8月、同年10月、19年1月及び同年3月から同年11月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記事を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額の記事については、申立期間②は10万円、申立期間③は12万8,000円、申立期間④は12万1,000円、申立期間⑤は12万3,000円、申立期間⑥は11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月から 19 年 11 月まで
② 平成 15 年 7 月 10 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 7 月 10 日
⑤ 平成 17 年 12 月 12 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日

A社から支払われた給与額及び賞与額よりも厚生年金保険の記録が低くなっているため、申立期間①から⑥までについて、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成15年4月、同年7月、16年8月から同年10月までの期間、17年1月、同年4月から18年5月までの期間、同年7月、同年9月、同年11月、同年12月及び19年2月の標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は22万円から30万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、15万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成15年5月、同年6月、同年8月から16年7月までの期間、同年11月、同年12月、17年2月、同年3月、18年6月、同年8月、同年10月、19年1月及び同年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額について、申立人は、給与明細書を所持していないものの、申立人から提出された前後の期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び課税庁から提出された15年から19年までの給与支払報告書（個人別明細書）において推認できる社会保険料控除額から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、給与明細書及び給与支払報告書から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑥までについては、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、22万円から25万3,000円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、10万円から12万8,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は10万円、申立期間③は12万8,000円、申立期間④は12万1,000円、申立期間⑤は12万3,000円、申立期間⑥は11万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、平成14年7月から15年3月までは24万円、同年4月から16年1月までは26万円、同年2月から17年8月までは28万円、同年9月から20年8月までは26万円、同年9月から21年6月までは24万円、同年7月から同年11月までは36万円、同年12月から22年5月までは26万円、同年6月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成22年9月及び同年10月の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち、平成14年7月から22年10月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成22年11月及び同年12月の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の22万円とされているが、申立人は当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年11月及び同年12月は47万円に訂正することが必要である。

3 申立人の申立期間②から⑮までに係る標準賞与額の記事については、申立期間②は20万円、申立期間③は17万3,000円、申立期間④は18万1,000円、申立期間⑤は17万6,000円、申立期間⑥は18万1,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑧は19万6,000円、申立期間⑨は18万2,000円、申立期間⑩は23万8,000円、申立期間⑪は22万3,000円、申立期間⑫及び⑬は25万5,000円、申立期間⑭は27万6,000円、申立期間⑮は28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間⑩に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の23万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑰に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、標準賞与額50万円に相当する賞与額が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、当該期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から22年12月まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月10日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月10日
⑦ 平成17年12月12日
⑧ 平成18年7月10日
⑨ 平成18年12月10日
⑩ 平成19年7月10日
⑪ 平成19年12月10日
⑫ 平成20年7月10日

- ⑬ 平成 20 年 12 月 10 日
- ⑭ 平成 21 年 7 月 10 日
- ⑮ 平成 21 年 12 月 10 日
- ⑯ 平成 22 年 7 月 10 日
- ⑰ 平成 22 年 12 月 10 日

申立期間にA社から支払われた給与額及び賞与額と、ねんきん定期便の厚生年金保険の記録がかなり異なっているので、適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年7月から22年10月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、特例法を、同年11月及び同年12月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成14年7月から22年8月までについては、申立人から提出された給与明細書又は給与支給明細書及びA社から提出された22年の賃金台帳により、申立人は、32万円から53万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、24万円から36万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額から、平成14年7月から15年3月までは24万円、同年4月から16年1月までは26万円、同年2月から17年8月までは28万円、同年9月から20年8月までは26万円、同年9月から21年6月までは24万円、同年7月から21年11月までは36万円、同年12月から22年5月までは26万円、同年6月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、給与明細書又は給与支給明細書及び賃金台帳から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成22年9月及び同年10月については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年2月7日付けで、47万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の47万円ではなく、訂正前の22万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は当該期間において、平成22年9月は47万円、同年10月は44万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、それぞれの月において30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、平成22年11月及び同年12月については、オンライン記録によると、当該期間における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年2月7日付けで、47万円に訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の

47万円ではなく、訂正前の22万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間②から⑮までについては、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、31万円から49万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、16万2,000円から28万1,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は20万円、申立期間③は17万3,000円、申立期間④は18万1,000円、申立期間⑤は17万6,000円、申立期間⑥は18万1,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑧は19万6,000円、申立期間⑨は18万2,000円、申立期間⑩は23万8,000円、申立期間⑪は22万3,000円、申立期間⑫及び⑬は25万5,000円、申立期間⑭は27万6,000円、申立期間⑮は28万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑯については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準賞与額は、当初、23万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年2月7日付けで、50万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の50万円ではなく、訂正前の23万円とされている。

しかし、申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳（賞与）により、申立人は、当該期間において、50万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、27万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、27万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑰については、オンライン記録によると、当該期間における標準賞与額は、当初、25万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年2月7日付けで50万円とされており、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の50万円ではなく、訂正前の25万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳（賞与）によると、標準賞与額50万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できることから、申立人の当該期間の標準賞与額については、50万円に訂正することが必要である。

中部（富山）厚生年金 事案 7796

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社が新しくB社をオープンしたのと同時に、A社からB社に転勤となった。その間の年金記録に空白期間があるが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社の社会保険に関する書類及び同社の回答により、申立人が同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社によると、「資格喪失日を翌月1日とすべきところを末日としたのではないかと思う。」と回答していることから、昭和41年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A事業所に月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の証言により、申立人は、同事業所に昭和52年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事業主は、「当時の給与は月末締め当月25日支払で、保険料は当月控除だったので、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはず。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、同事業所は、最後に支払った給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年2月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、

申立人に係る昭和 52 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A事業所に月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の証言により、申立人は、同事業所に昭和52年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事業主は、「当時の給与は月末締めで当月25日支払いで、保険料は当月控除だったので、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはず。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、同事業所は、最後に支払った給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年2月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失

日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 52 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで
A事業所に月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の証言により、申立人は、同事業所に昭和54年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事業主は、「当時の給与は月末締めで当月25日支払いで、保険料は当月控除だったので、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはず。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、同事業所は、最後に支払った給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年2月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失

日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 54 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A事業所に月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の証言により、申立人は、同事業所に昭和 55 年 3 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事業主は、「当時の給与は月末締めで当月 25 日支払いで、保険料は当月控除だったので、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはず。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、同事業所は、最後に支払った給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 55 年 2 月の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失

日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 55 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A事業所に月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の証言により、申立人は、同事業所に昭和 55 年 3 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事業主は、「当時の給与は月末締めで当月 25 日支払いで、保険料は当月控除だったので、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはず。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、同事業所は、最後に支払った給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 55 年 2 月の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失

日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 55 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで
A事業所に月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の証言により、申立人は、同事業所に昭和54年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事業主は、「当時の給与は月末締めで当月25日支払いで、保険料は当月控除だったので、申立期間の厚生年金保険料を控除していたはず。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、同事業所は、最後に支払った給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年2月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失

日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 54 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 25 日から 47 年 5 月 25 日まで

私は、A社に昭和46年5月に入社し、外部機関で約1年間の研修を受け、その後同社で研修を受け47年11月に退職するまで継続して勤務した。この間、勤務地変更のため1か月の待機期間があったが給与は継続して同社から受けていた。

しかし、自分の年金記録を確認したところ8か月の空白があることが分かった。

申立期間について、当時の資料は無いが、保険料は給与から控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の配属期間一覧表及び同僚の証言から判断して、申立人が同社本社及び同社B支店に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の証言から、申立期間当時はA社B支店に在籍していたことがうかがえることから、昭和47年5月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和46年8月の記録から、3万6,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、厚生年金保険の資格喪失日が昭和46年9月25日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月から47年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から40年7月まで

私は、20歳になった時はA職をしていて、親方の家に住み込みで働いていた。親方の奥様が国民年金の加入手続をしてくれて国民年金保険料を納付してくれているという話を漠然とした記憶だが聞いたような覚えがある。昭和38年7月頃からは親方の家を出て、一人で暮らしていたため、自分で保険料を納付していたのではないかと思う。当時の日記帳を見ると、39年2月22日に「市役所 国民年金の事」と書いてあり、同年2月25日には国民健康保険の何かしらの手続をしたようなことが書かれている。同年3月付けの国民健康保険に関する所得調書も見付かったので、この時点で国民健康保険には間違いなく加入していたことが証明できる。しかし、国民年金については40年8月から加入しているとされており、国民健康保険の加入の時期とずれているのはおかしいと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から38年6月頃まではA職の親方の家に住んでおり、親方の妻が申立人に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ってくれていたと思うとしているため、申立人は当該期間の加入手続及び保険料納付に直接関与していない。同年7月頃から40年7月までは親方の家を出て、自身で保険料を納付していたと思うとしているものの、当該期間の保険料納付については、日記帳を見たが書かれていないとしている。これらのことから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 9 月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金加入手続が行われ、同年 8 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、申立人及び親方の妻は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、所持する日記帳の昭和 39 年 2 月 22 日の欄には国民年金に関する記載があり、上記の国民年金加入手続が行われたとみられる時期には、加入手続を行う契機となるような理由が思い当たらないとしている。しかしながら、前述のとおり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の国民年金手帳記号番号前後の他の被保険者に係る加入状況を見ても、申立人の加入手続が申立期間中に行われていたことがうかがえる事情が見当たらない。

加えて、申立人は、日記帳には昭和 39 年 2 月に国民健康保険の何らかの手続をした記載があること、及び同年 3 月付けの国民健康保険に関する所得調書があるため、申立期間において国民健康保険に加入していたことは間違いなく、40 年 8 月に国民年金に加入したとされているのはおかしいのではないかとしている。しかしながら、国民健康保険と国民年金については、制度が異なるため、必ずしも同時に加入していたと推認することまではできないことから、申立人が申立期間において国民年金に加入していたと認める事情とするまでには至らない。

その上、B市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3585

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から58年3月まで

申立期間当時については、30年以上も前のことなのでほとんど記憶は無いが、私の母親が、定期的に1年ごと、私の国民年金保険料を納付していた。私の祖父、父親も公務員だったので保険料の納付は当然のこととして育ち、国民年金の加入及び保険料納付は、国民の義務と認識していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を誰が行ったのかの記憶は無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする母親が居住していたA市の申立人に係る国民年金被保険者カードの資格得喪関係欄に「58. 4. 30 届」との記載が確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月に同市において払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同年4月に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を20歳到達時（49年*月）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記の加入手続時期（昭和58年4月）において、申立期間のうち、50年4月から55年12月までの国民年金保険料は、既に2年の時効が成立し

ていたことから、遡って保険料を納付することができなかつたほか、56年1月から57年3月までの保険料は、過年度保険料として、同年4月から58年3月までの保険料は、現年度保険料として納付が可能であったものの、申立人は、両親から遡って保険料の納付をしたことを聞いた記憶は無いとしていることから、母親が申立期間の保険料を遡って納付したとまでは推認することができない。

加えて、A市国民年金被保険者カードの保険料納付記録においても、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録との食い違いは無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 12 日から 47 年 8 月 1 日まで
私がA事業所（後にB社、その後C社、更にD社に社名変更）を退社した際に、オレンジ色の手帳を渡された記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずである。調査し記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事業所は、申立期間以後の昭和49年3月5日に、B社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所であったことが確認できない上、当時の事業主も、同社の厚生年金保険の新規適用時に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間当時は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

また、当該事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、B社の厚生年金保険の新規適用時に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立期間当時、A事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、申立期間当時は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる上、申立人が記憶している同僚4人については、A事業所及びB社のいずれにおいても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、D社は、平成18年8月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「当時の資料は現存せず、不明である。」と回

答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月頃から同年 6 月頃まで
私は、高校を卒業した昭和 51 年 4 月頃に A 社（現在は、B 社）に入社し、昭和 51 年 6 月頃まで営業職として勤務したが年金記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の所在地及び業務内容と、同社で被保険者記録が確認できる同僚が記憶している同社の所在地及び業務内容が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社に係る事業所台帳及びオンライン記録によると、同社は、昭和 51 年 11 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社は、「申立期間当時の書類等は保存していないが、昭和 51 年 11 月 5 日より前に適用事業所であったことは無い。」と証言しているところ、A 社の新規適用日（昭和 51 年 11 月 5 日）に被保険者資格を取得した複数の同僚は、「入社当初は、会社が社会保険には入っていなかったので、自分で国民年金に入っていた。昭和 51 年 11 月に会社が社会保険に加入するまでは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社及びB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿謄本によると、A社は平成7年4月*日に解散していることが確認できる上、同社解散時の代表取締役から回答が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、A社において、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得又は喪失したと記録されている複数の同僚から、申立人が申立期間①において勤務していたとする証言は得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和59年2月20日とされており、当該離職日の翌日が申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、「当時の資料は保管していないが、当時を知る者から、申立期間当時は、入社後3か月程度を試用期間とし、その間は厚生年金保険に加入させず、給与から厚生年金保険料の控除はしていなかったと聞いている。また、経験や実績のある者についても、扱いは同じであったと聞いている。」と回答しているところ、申立人同様、昭和59年5月1日に、B社において厚

生年金保険の被保険者資格を取得したと記録されている同僚は、同年2月21日に雇用保険の資格を取得したと記録されていることが確認できることから、申立期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、昭和58年から61年までに、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したと記録されている複数の同僚から、資格取得日前に厚生年金保険料を給与から控除されていたとする証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月頃から同年 12 月頃まで

私は、昭和 35 年 8 月頃から、A社に住み込みで勤務した。同社では、製品の加工と販売を行っており、同年の年末前に、同社からB社を紹介され、転職することとなった。

A社において勤務していた期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における仕事内容、申立期間当時の同社の事業主の父（当時の同社の実質的な事業主）、及び同社の独身寮の状況等を具体的に記憶しており、当該内容は同社の当時の事業主の妻及び同僚の回答とも符合している上、申立人が同僚として姓のみ記憶する3人のうち、1人の姓については、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社において被保険者記録のある複数の者は、同社の厚生年金保険の取扱いについて分からないと回答しているものの、申立人が記憶する上記の同僚3人のうち、2人については、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認することができないことから、申立期間当時の同社は、必ずしも社員全員を被保険者資格取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は、昭和 54 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、資料が無く当時の事情は不明と回答しているこ

とから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月10日から32年12月1日まで
申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならない記録となっている。
しかし、私は、A社に勤務した期間については脱退手当金を受給したが、B社に勤務した期間の厚生年金保険については脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えもないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと主張する一方、申立期間の前に勤務したA社における厚生年金保険の被保険者期間については、同社を退職後に脱退手当金を受給した記憶があるとしている。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が主張しているA社の資格喪失後、申立期間以前には同社に係る脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和33年7月8日に支給決定された記録のみであり、当該支給記録は、申立人が受給した記憶があるとする同社における被保険者期間と申立期間であるB社における被保険者期間を基礎として支給した記録となっている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を基に、これらの被保険者期間を合算して計算した脱退手当金の支給額と一致する。

また、申立人のB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえ

ない。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。